

社会保険の加入に関する下請指導ガイドライン

第1 趣旨

建設産業においては、健康保険、厚生年金保険及び雇用保険（以下「社会保険」という。）について、法定福利費を適正に負担しない企業（すなわち保険未加入企業）が存在し、技能労働者の医療、年金など、いざというときの公的保障が確保されず、若年入職者減少の一因となっているほか、関係法令を遵守して適正に法定福利費を負担する事業者ほど競争上不利になるという矛盾した状況が生じている。

この対策に際しては、「建設産業の再生と発展のための方策2011」（平成23年6月23日建設産業戦略会議取りまとめ）及び中央建設業審議会・社会資本整備審議会産業分科会建設部会基本問題小委員会中間とりまとめ（平成24年1月27日）において示されているとおり、建設産業全体としての枠組みを整備し、行政、元請企業及び下請企業が一体となって取り組んでいくことが必要である。

このため、建設産業行政としては、建設業許可部局において、社会保険担当部局との連携を図りつつ、建設業許可・更新時や立入検査等における確認・指導、経営事項審査の厳格化、社会保険担当部局への通報等を行うこととしたところである。

他方で、下請企業を中心に保険未加入企業が存在している状況を改善していくためには、元請企業において下請企業の保険加入を指導する役割を担うことが求められる。これについては、従来から「建設産業における生産システム合理化指針」（平成3年2月5日建設省経構発第2号）において、元請企業が下請企業に対して社会保険の加入及び保険料の納付について措置するよう指導等を行うことを求めているが、今般、下請企業の保険加入状況を把握することを通じて、適正な施工体制の確保に資するため、施工体制台帳の記載事項及び再下請負通知書の記載事項に健康保険等の加入状況を追加すること等を内容とする建設業法施行規則（昭和24年建設省令第14号。以下「規則」という。）の改正を行ったところである。

本ガイドラインは、建設業における社会保険の加入について、元請企業及び下請企業がそれぞれ負うべき役割と責任を明確にするものであり、建設企業の取組の指針となるべきものである。

第2 元請企業の役割と責任

(1) 総論

元請企業は、請け負った工事の全般について、下請企業よりも広い責任や権限を持っている。この責任・権限に基づき元請企業が発注者との間で行う請負価格、工期の決定などは、下請企業の経営の健全化にも大きな影響をもたらすものであることから、下請企業の企業体質の改善について、元請企業も相応の役割を分担することが求められる。

このような観点から、元請企業はその請け負った建設工事におけるすべての下請企業に対して、適正な契約の締結、適正な施工体制の確立、雇用・労働条件の改善、福祉の

充実等について指導・助言その他の援助を行うことが期待される。

とりわけ社会保険については、関係者を挙げて未加入問題への対策を進め、社会保険加入を徹底することにより、技能労働者の雇用環境の改善や不良不適格業者の排除に取り組むことが求められており、元請企業においても下請企業に対する指導等の取組を講じる必要がある。

建設労働者の雇用の改善等に関する法律（昭和51年法律第33号）においても、元方事業主は関係請負人に対して雇用保険その他建設労働者の福利厚生に関する事項等の適正な管理に関して助言、指導その他の援助を行うように努めることとされている（第8条第2項）。

本ガイドラインによる下請指導の対象となる下請企業は、元請企業と直接の契約関係にある者に限られず、元請企業が請け負った建設工事に従事するすべての下請企業であるが、元請企業がそのすべてに対して自ら直接指導を行うことが求められるものではなく、直接の契約関係にある下請企業に指示し、又は協力させ、元請企業はこれを統括するという方法も可能である。もっとも、直接の契約関係にある下請企業に実施させるところ指導を怠った場合や、直接の契約関係にある下請企業がその規模等にかんがみて明らかに実施困難であると認められる場合には、元請企業が直接指導を行うことが必要である。

元請企業においては、支店や営業所を含めて、その役職員に対する本ガイドラインの周知徹底に努めるものとする。

（2）協力会社組織を通じた指導等

元請企業による下請指導は、特定の建設工事の期間中、すなわち、元請・下請関係が継続している間実施する必要があるが、元請企業の協力会や災害防止協会等の協力会社組織に所属する建設企業（以下「協力会社」という。）に対しては、長期的な観点から指導を行うことが望まれる。また、保険未加入対策を効果的なものとするためには、元請企業において保険未加入の協力会社とは契約しないことや、保険未加入の建設労働者の現場入場を認めないことを将来的に見据えつつ、協力会社の指導に取り組んでいくことが求められる。

このため、元請企業としては、様々な機会をとらえて協力会社の社会保険に対する意識を高めることが重要であり、具体的には次の取組を行うべきである。

ア 協力会社の社会保険加入状況について定期的に把握を行うこと。

イ 協力会社組織を通じた社会保険の周知啓発や加入勧奨を行うこと。

ウ 適正に加入していない協力会社が判明した場合には、早期に加入手続を進めるよう指導すること。労働者であるにもかかわらず社会保険の適用除外者である個人事業主として作業員名簿に記載するケースや、個々の工事で4人以下の適用除外者を記載した作業員名簿を提出する個人事業主が実際には5人以上の常用労働者を雇用すると判明するケースなど、不自然な取扱いが見られる協力会社についても、事実確認をした上で適正に加入していないと判明した場合には、同様に指導を行うこと。

また、社会保険の未加入企業が二次や三次等の下請企業に多くみられる現状にかんがみ、協力会社から再下請企業に対してもこれらの取組を行うよう指導することが望ましい。

(3) 下請企業選定時の確認・指導等

元請企業は、下請企業の選定に当たっては、法令上の義務があるにもかかわらず適切に社会保険に加入しない建設企業は社会保険に関する法令を遵守しない不良不適格業者であるということ（公共工事の入札及び契約の適正化を図るための措置に関する指針参照）を踏まえる必要がある。

このため、下請契約に先立って、選定の候補となる建設企業について社会保険の加入状況を確認し、適用除外でないにもかかわらず未加入である場合には、早期に加入手続を進めるよう指導を行うべきである。この確認に当たっては、必要に応じ、選定の候補となる建設企業に保険料の領収済通知書等関係資料のコピーを提示させるなど、真正性の確保に向けた措置を講ずることが望ましい。なお、雇用保険については、厚生労働省の労働保険適用事業場検索サイト（http://chosyu-web.mhlw.go.jp/LIC_D）において適用状況を確認することができる。

遅くとも平成29年度以降においては、健康保険、厚生年金保険、雇用保険の全部又は一部について、適用除外でないにもかかわらず未加入である建設企業は、下請企業として選定しないとの取扱いとすべきである。

(4) 再下請負通知書を活用した確認・指導等

施工体制台帳の作成及び備付けが義務付けられる建設工事において、再下請負がなされる場合には、下請負人から特定建設業者に対して再下請負通知書が提出される。規則第14条の4の規定の改正により、再下請負通知書の記載事項に健康保険、厚生年金保険及び雇用保険の加入状況に関する事項が追加されたことから、特定建設業者においては、再下請負通知書を活用して下請負人の社会保険の加入状況を確認することが可能となった。（別紙1）

このため、特定建設業者たる元請企業は、再下請負通知書の「健康保険等の加入状況」欄により下請企業が社会保険に加入していることを確認すべきである。この確認の結果、適用除外でないにもかかわらず未加入である下請企業があり、(3)の指導が行われていない場合には、(3)と同様の指導を行うべきである。

規則第14条の2の規定の改正を受けた施工体制台帳については、別紙2の作成例を参考とし、適正な施工体制の確保に努めること。

(5) 作業員名簿を活用した確認・指導等

施工体制台帳及び再下請負通知書に関する規則の規定の改正に合わせて、各団体等が作成している作業員名簿の様式においても、各作業員の加入している健康保険、年金保険及び雇用保険の名称及び被保険者番号等の記載欄が追加されている。（別紙3）

この作業員名簿を活用することで、建設工事の施工現場で就労する建設労働者について、健康保険、厚生年金保険及び雇用保険の加入状況（以下「保険加入状況」という。）を把握することが可能となった。これを受け、元請企業は、新規入場者の受け入れに際して、各作業員（建設業に従事する者に限る。以下同じ。）について作業員名簿の社会保険欄を確認すること。確認の結果、

- ・全部又は一部の保険について空欄となっている作業員
- ・法人に所属する作業員で、健康保険欄に「国民健康保険」と記載され、又は（及び）年金保険欄に「国民年金」と記載されている者
- ・個人事業所で5人以上の作業員が記載された作業員名簿において、健康保険欄に「国民健康保険」と記載され、又は（及び）年金保険欄に「国民年金」と記載されている作業員

がある場合には、作業員名簿を作成した下請企業に対し、作業員を適切な保険に加入させるよう指導すること。なお、法人や5人以上の常用労働者を雇用する個人事業所に所属する作業員であっても、臨時に使用され1か月以内で日々雇用される者等は、健康保険や厚生年金保険の適用除外となる。

元請企業が、各作業員の保険加入状況が記録された情報システムを利用するなど、作業員名簿の確認以外の方法により各作業員の保険加入状況を把握できる場合には、当該方法による確認も可能である。

各作業員の保険加入状況の確認を行う際には、必要に応じ、下請企業に社会保険の標準報酬決定通知書等関係資料のコピー（保険加入状況の確認に必要な事項以外を黒塗りしたものでも構わない）を提示させるなど、記載事項の真正性の確保に向けた措置を講ずることが望ましい。

なお、作業員名簿に記載する被保険者番号等は個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第2条第1項に規定する個人情報に該当することから、同法及び「国土交通省所管分野における個人情報保護に関するガイドライン」（平成24年国土交通省告示第363号）に留意し、適切に取り扱うことが必要である。

遅くとも平成29年度以降においては、適切な保険に加入していることを確認できない作業員については、元請企業は特段の理由がない限り現場入場を認めないとの取扱いとすべきである。

（6）施工体制台帳の作成を要しない工事における取扱い

下請契約の総額が建設業法施行令（昭和31年政令第273号）で定める金額を下回ることにより施工体制台帳の作成等が義務付けられていない場合であっても、建設工事の適正な施工を確保する観点から、元請企業は規則第14条の2から第14条の7までの規定に準拠した施工体制台帳の作成等が勧奨されているところである（「施工体制台帳の作成等について」（平成7年6月20日建設省経建発第147号）参照）。

建設工事の施工に係る下請企業の社会保険の加入状況及び各作業員の保険加入状況についても、元請企業は適宜の方法によって把握し、未加入である場合には指導を行うこ

とが望ましい。

(7) 建設工事の施工現場等における周知啓発

下請企業や建設労働者に対し、社会保険の加入に関する周知啓発を図るため、次の取組を行うべきである。社会保険未加入対策の開始当初の段階においては、重点的に取り組むことが必要であるので、特に留意すること。

ア 建設工事の施工現場において社会保険の加入に関するポスターの掲示、パンフレット等の資料及び情報の提供、講習会の開催等の周知啓発を行うこと。

イ (2) に記載したとおり、協力会社組織を通じた社会保険の周知啓発や加入勧奨を行うこと。

(8) 法定福利費の適正な確保

社会保険の保険料は、建設業者が義務的に負担しなければならない法定福利費であり、建設業法（昭和24年法律第100号）第19条の3に規定する「通常必要と認められる原価」に含まれるものである。

このため、元請負人及び下請負人は見積時から法定福利費を必要経費として適正に確保する必要がある。

下請負人の見積書に法定福利費相当額が明示されているにもかかわらず、元請負人がこれを尊重せず、法定福利費相当額を一方的に削減したり、法定福利費相当額を含めない金額で建設工事の請負契約を締結し、その結果「通常必要と認められる原価」に満たない金額となる場合には、当該元請下請間の取引依存度等によっては、建設業法第19条の3の不当に低い請負代金の禁止に違反するおそれがある。

第3 下請企業の役割と責任

社会保険に関する法令に基づいて従業員の社会保険への加入義務を負っているのは本来的には雇用主であるため、社会保険加入を徹底するためには、建設労働者を雇用する者、特に下請企業自らが積極的にその責任を果たすことが必要不可欠である。

具体的には、次の責任を果たすべきである。

ア 下請企業はその雇用する労働者の社会保険加入手続を適切に行うこと。建設労働者について、労働者である社員と請負関係にある者の二者を明確に区別した上で、労働者である社員についての保険加入手続を適切に行うことが必要である。なお、事業主が労務関係諸経費の削減を意図して、これまで雇用関係にあった労働者を対象に個人事業主として請負契約を結ぶことは避けるべきであり、請負契約の形式であっても実態が雇用労働者であれば、偽装請負として職業安定法（昭和22年法律第141号）等の労働関係法令に抵触するおそれがあることに留意する必要がある。

労働者であるかどうかは、

- ・仕事の依頼、業務に従事すべき旨の指示等に対する諾否の自由の有無
- ・業務遂行上の指揮監督の有無

- ・勤務時間の拘束性の有無
- ・本人の代替性の有無
- ・報酬の労務対償性

をはじめ関連する諸要素を勘案して総合的に判断されるべきものであるが、保険未加入対策の推進を契機に、従来の慣行が適正なものかどうか見直しを行うことが望ましい。

その際には、期間の定めのない労働契約による正社員、工期に合わせた期間の定めのある労働契約による契約社員とすることもあり得るものであり、その実情に応じて建設労働者の処遇が適切に図られるようにすることが望ましい。

イ 元請企業が行う指導に協力すること。この協力は、元請企業が行う指導の相手方として指導に沿った対応をとることにとどまらず、元請企業の指導が建設工事の施工に携わる全ての下請企業に行き渡るよう、元請企業による指導の足りないところを指摘、補完し、もしくはこれを分担するとともに、再下請企業の対応状況について元請企業に情報提供することなども含まれる。

規則第14条の4の規定の改正を受けた再下請通知書については、別紙1の作成例を参考とし、適正な施工体制の確保に努めること。

なお、作業員名簿に記載する被保険者番号等は個人情報の保護に関する法律第2条第1項に規定する個人情報に該当することから、同法及び「国土交通省所管分野における個人情報保護に関するガイドライン」に留意し、適切に取り扱うことが必要である。特に、作業員名簿の元請企業への提出に当たっては、利用目的（保険加入状況を元請企業に確認させること）を示した上で、あらかじめ作業員の同意を得ることが必要となることに留意すること。

第4 施行期日等

本ガイドラインは、平成24年11月1日から施行する。このガイドラインの施行前に元請企業が発注者と締結した請負契約に係る建設工事については、なお従前の例による。

本ガイドラインは、社会保険未加入対策の開始当初（平成24年度から平成25年度までの概ね2年間）における取組を中心に記載したものであり、今後、建設業における社会保険の加入状況や本ガイドラインに基づく取組状況等を踏まえて必要があると認めるときは、ガイドラインの見直しなど所要の措置を講ずるものとする。

社会保険の加入に関する下請指導ガイドライン(1/2)

第1 趣旨

本ガイドラインは、建設業における社会保険の加入について、元請企業及び下請企業がそれぞれ負うべき役割と責任を明確にするものであり、建設企業の取組の指針となるべきもの

第2 元請企業の役割と責任

(1) 総論

社会保険については、関係者を挙げて未加入問題への対策を進め、技能労働者の雇用環境の改善や不良不適格業者の排除に取り組むことが求められており、元請企業においても下請企業に対する指導等の取組を講じる必要。指導対象は、元請企業と直接の契約関係にある者に限られず、元請企業が請け負った建設工事に従事するすべての下請企業だが、元請企業がすべて直接指導せず、直接の契約関係にある下請企業に指示し、又は協力させ、元請企業はこれを統括するという方法も可能。

(2) 協力会社組織を通じた指導等

様々な機会をとらえて協力会社の社会保険に対する意識を高めることが重要であり、具体的には次の取組を実施

- (ア) 協力会社の社会保険加入状況の定期的な把握
- (イ) 協力会社組織を通じた社会保険の周知啓発や加入勧奨
- (ウ) 未加入が発覚した協力会社への早期加入指導

(3) 下請企業選定時の確認・指導等

下請契約に先立って、選定の候補となる建設企業について社会保険の加入状況を確認し、適用除外でないにもかかわらず未加入である場合には、早期に加入手続を進めるよう指導
遅くとも平成29年度以降においては、社会保険の全部又は一部に適用除外ではなく未加入である建設企業を下請企業に選定しないとの取扱いとすべき

(4) 再下請負通知書を活用した確認・指導等

再下請負通知書の「健康保険等の加入状況」欄により下請企業が社会保険に加入していることを確認し、未加入の企業があれば、(3)と同様に指導

(5) 作業員名簿を活用した確認・指導等

新規入場者の受け入れに際して、各作業員について作業員名簿の社会保険欄を確認し、未加入等が発覚した場合には、作業員名簿を作成した下請企業に対し、作業員を適切な保険に加入させるよう指導
遅くとも平成29年度以降においては、適切な保険への加入が確認できない作業員について、特段の理由がない限り現場入場を認めないとの取扱いとすべき

※確認にあたっては、必要に応じ、関係資料のコピーを提示させるなど、真正性の確保に向けた措置を講ずることが望ましい

社会保険の加入に関する下請指導ガイドライン(2/2)

(6) 施工体制台帳の作成を要しない工事における取扱い

建設工事の施工に係る下請企業の社会保険の加入状況及び各作業員の保険加入状況について、元請企業は適宜の方法によって把握し、未加入である場合には指導を行うことが望ましい

(7) 建設工事の施工現場等における周知啓発

関係者に対し周知啓発を図るため、次の取組を実施

ア ポスター掲示、パンフレット等提供、講習会開催による周知啓発 イ 協力会社組織を通じた社会保険の周知啓発や加入勧奨

(8) 法定福利費の適正な確保

元請負人及び下請負人は見積時から法定福利費を必要経費として適正に確保する必要

元請負人が、法定福利費相当額を一方的に削減したり、法定福利費相当額を含めない金額で建設工事の請負契約を締結し、その結果「通常必要と認められる原価」に満たない金額となる場合には、建設業法第19条の3の不当に低い請負代金の禁止に違反するおそれ

第3 下請企業の役割と責任

社会保険加入を徹底するためには、建設労働者を雇用する者、特に下請企業自らが積極的にその責任を果たすことが必要不可欠

ア その雇用する労働者の社会保険加入手続を適切に行うこと

建設労働者について、労働者である社員と請負関係にある者の二者を明確に区別した上で、労働者である社員についての保険加入手続を適切に行うこと

労働者であるかどうかは、関連する諸要素を勘案して総合的に判断されるべきものであるが、保険未加入対策の推進を契機に、従来の慣行が適正なものかどうか見直しを行うことが望ましい

イ 元請企業が行う指導に協力すること

元請企業の指導が建設工事の施工に携わる全ての下請企業に行き渡るよう、元請企業による指導の足りないところを指摘、補完し、もしくはこれを分担するとともに、再下請企業の対応状況について元請企業に情報提供すること

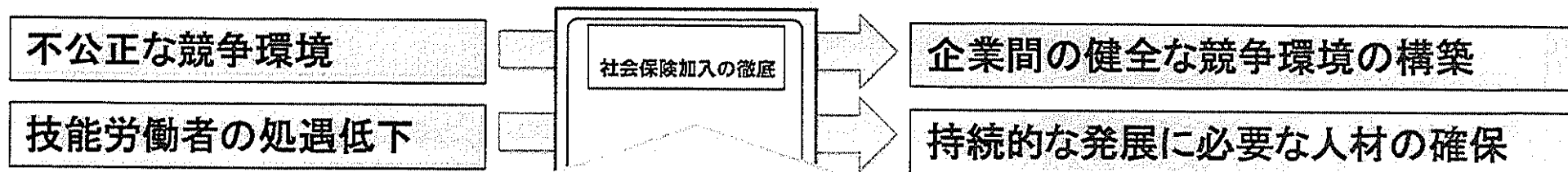
第4 施行期日等

平成24年	5月25日	パブリックコメント開始
平成24年	7月4日	通知
平成24年	11月1日	施行

本ガイドラインは、平成24・25年度にかけての取組を中心に記載したものであり、今後、本ガイドラインに基づく取組状況等を踏まえて必要があると認めるときは、ガイドラインの見直しなど所要の措置を実施

1-1 社会保険加入の徹底

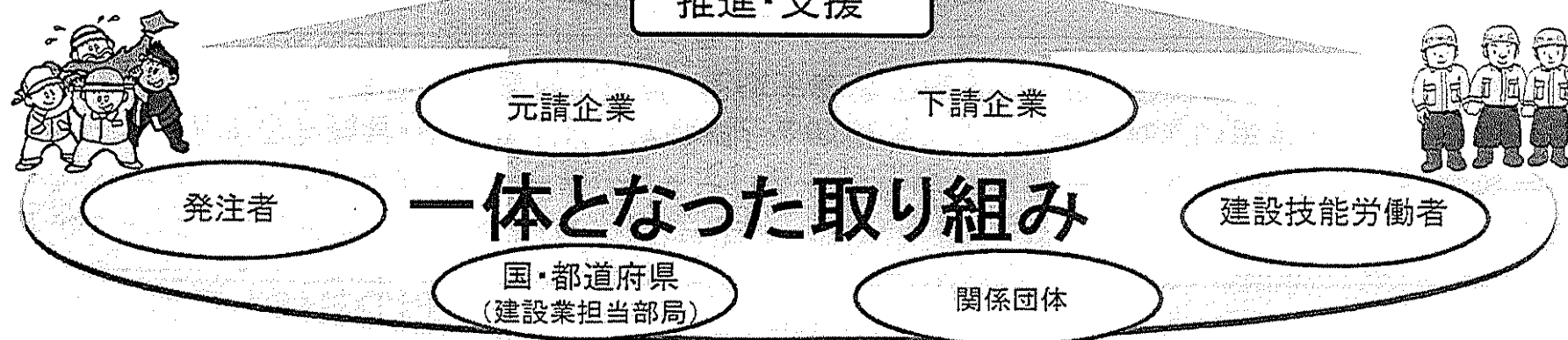
- このような状況に対し、建設業に関わる関係者が一体となった取り組みにより社会保険加入を徹底することで、企業間の健全な競争環境の構築と、持続的な発展に必要な人材の確保を図ることとしています。



社会保険加入の徹底

- 法定福利費の適切な負担
- 建設技能労働者の公的保障の確保
- 不良不適格業者の排除

推進・支援



1-2 社会保険とは

- 私たちが日々暮らす中では、避けがたいさまざまなリスクがあります。
- そういった時に生活を支えるために設けられている公の仕組みが雇用・医療・年金の各公的保険制度です。
- これらは加入する労働者・事業主が払う保険料と公の税金によって賄われています。
- 社会保険への加入は法律上の義務ですが、建設労働者の権利でもあるのです。

一人では支えきれない

暮らしの中のリスク

失業	不景気の中では仕事ができなくなり、失業してしまうことがあります。
病気やケガ	建設労働は体を痛めがちですが、病気やケガをして病院に行くと医療費がかかります。
無収入	年をとって仕事ができなくなると収入がなくなってしまいます。

みんなでリスクを支える仕組み＝社会保険

雇用保険	失業した時に一定期間失業手当が給付されます。
医療保険	一定の自己負担だけで医療機関で診療してもらうことができます。
年金保険	60歳以上になった時、加入期間に応じて毎月年金が給付されます。 障害を負った時や本人が亡くなった時には障害年金や遺族年金が給付されます。

- ・事業所単位で加入
- ・その事業所で働く労働者は全て加入
- ・労働者・事業主の保険料と公費(税金)で賄う

(参考1-2-1) 事業所の形態に応じた加入すべき公的保険

事業所の形態	常用労働者の数	就労形態	労働保険		社会保険		事業主負担計 (賃金等に対する比率)
			雇用保険	労災保険	医療保険 (事業主負担には介護保険料を含む)	年金保険	
法人 約40万社	1人～	常用労働者	雇用保険 (事業主負担1.150%)	元請一括加入 (下請の事業主負担なし)	協会けんぽ、 健康保険組合等※1 (事業主負担5.495%※2)	厚生年金※3 (事業主負担8.159%)	○3保険の負担 14.804%
	—	日雇労働者	日雇雇用保険 (事業主負担1.150% +日額48円～88円)	元請一括加入 (下請の事業主負担なし)	国民健康保険又は協会けんぽ(日雇特例被保険者)※1 (国保は事業主負担なし)	国民年金 (事業主負担なし)	○日雇労働保険の負担 1.150%+日額48円～88円
	—	役員等	—	特別加入 (事業主負担あり)	協会けんぽ、 健康保険組合等※1 (事業主負担5.495%※2)	厚生年金※3 (事業主負担8.159%)	○2保険+労災保険の負担 13.654%+労災保険料
個人事業主 約10万者	5人～	常用労働者	雇用保険 (事業主負担1.150%)	元請一括加入 (下請の事業主負担なし)	協会けんぽ、 健康保険組合等※1 (事業主負担5.495%※2)	厚生年金※3 (事業主負担8.159%)	○3保険の負担 14.804%
	1人～4人	常用労働者	雇用保険 (事業主負担1.150%)	元請一括加入 (下請の事業主負担なし)	国民健康保険 (事業主負担なし)	国民年金 (事業主負担なし)	○雇用保険の負担 1.150%
	—	日雇労働者	日雇雇用保険 (事業主負担1.150% +日額48円～88円)	元請一括加入 (下請の事業主負担なし)	国民健康保険又は協会けんぽ(日雇特例被保険者)※1 (国保は事業主負担なし)	国民年金 (事業主負担なし)	○日雇労働保険の負担 1.150%+日額48円～88円
	—	事業主、 一人親方	—	特別加入 (事業主負担あり)	国民健康保険 (事業主負担なし)	国民年金 (事業主負担なし)	○労災保険料の負担

※1 健康保険の適用除外の承認を受けることにより、国民健康保険に加入する場合がある。
(一部の国民健康保険組合については、事業主負担があるが、義務づけなし。)

※2 事業主負担は、協会けんぽ東京支部の平成23年度保険料率(介護保険2号被保険者保険料率を含む。)を例として記載。

※3 「厚生年金保険」は、児童手当拠出金を含む(厚生年金基金加入員を除く)。

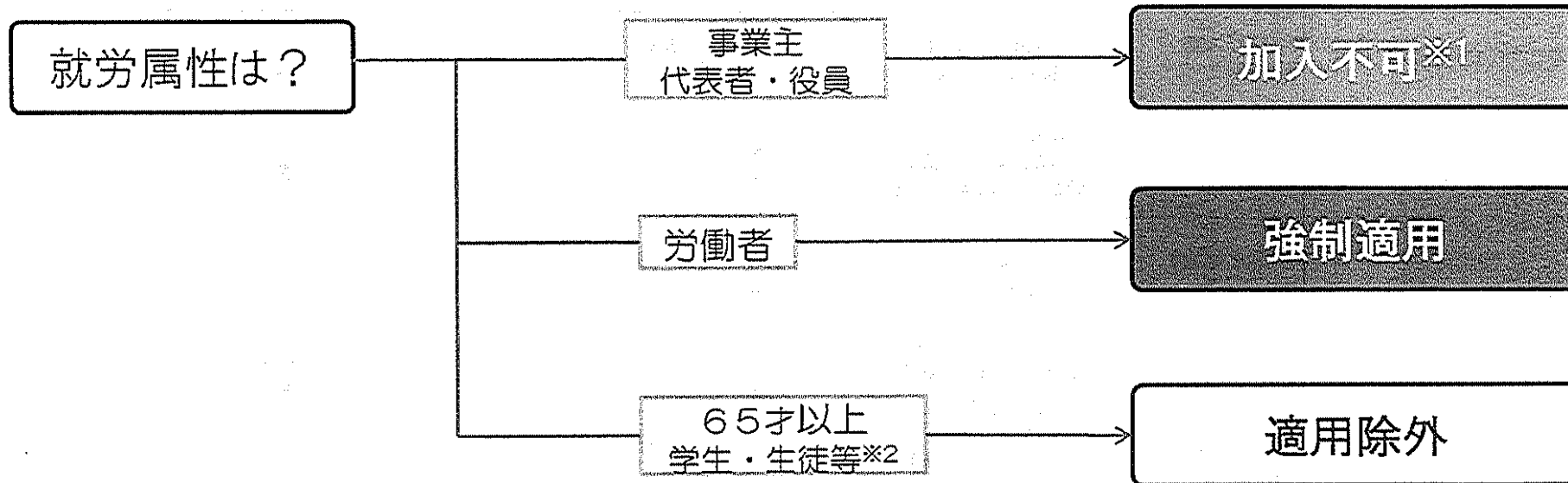
□:事業主負担がある部分(元請一括加入を含む)

□:事業主負担がない部分

(参考 1-2-2) 社会保険の適用関係について①

○雇用保険

※本資料は社会保険の大まかな適用関係を整理したものです。詳しい適用関係については、お近くのハローワーク等にお問い合わせ下さい。



※1 ただし、使用人兼務役員(例えば、取締役・工事部長)について、使用人部分は加入可

※2 下記が適用除外者に該当する

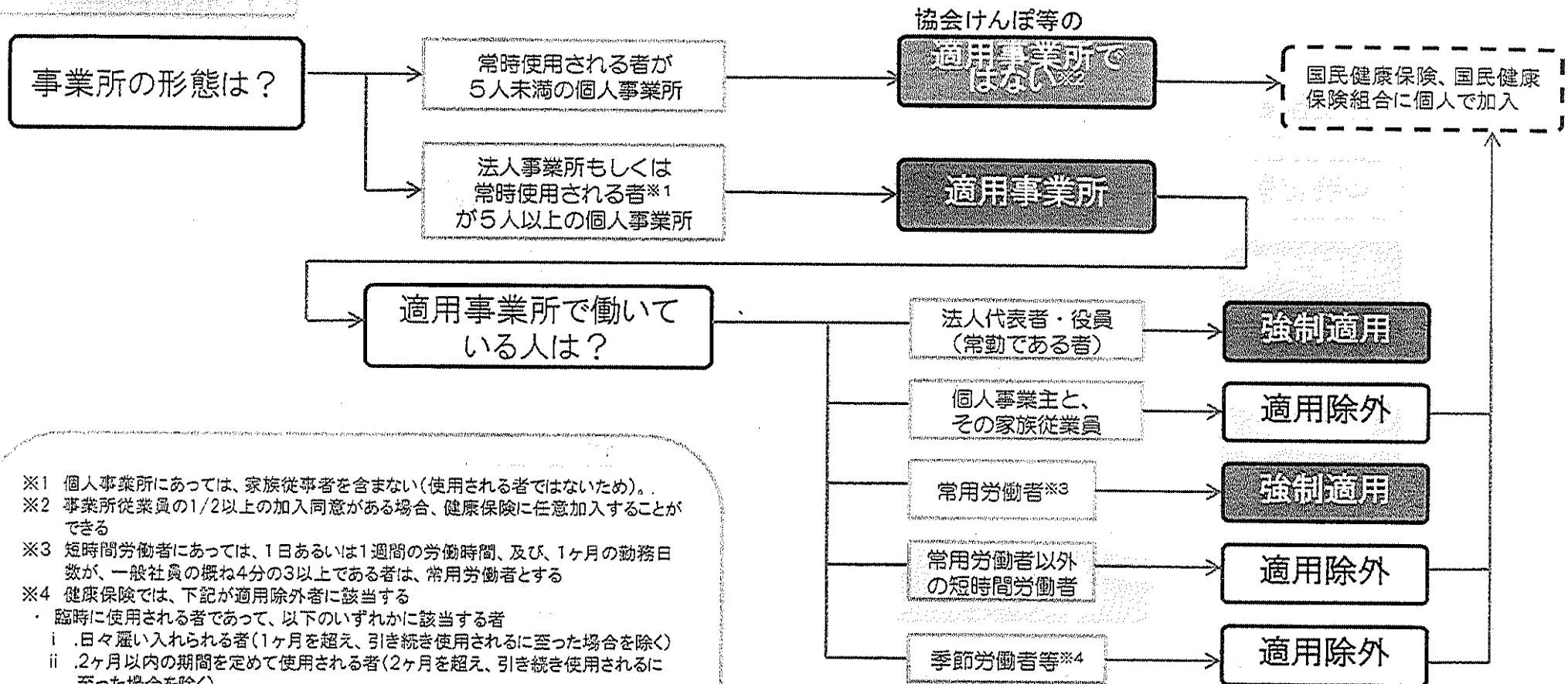
- ・ 65歳に達した日以後新たに雇用される者
- ・ 1週間の所定労働時間が20時間未満である者
- ・ 31日以上継続して雇用される見込みがない者
- ・ 大学や専修学校の学生・生徒等であって厚生労働省令に定める者等

・ 強制適用となる者は、雇用保険の被保険者となります。
・ ただし、労働者のうち、日々雇い入れられる者で、日雇雇用保険に加入する場合は、被保険者自らが届け出る必要があります。

(参考1-2-3) 社会保険の適用関係について②

○医療保険

※本資料は社会保険の大まかな適用関係を整理したものです。詳しい適用関係については、お近くの年金事務所等にお問い合わせ下さい。



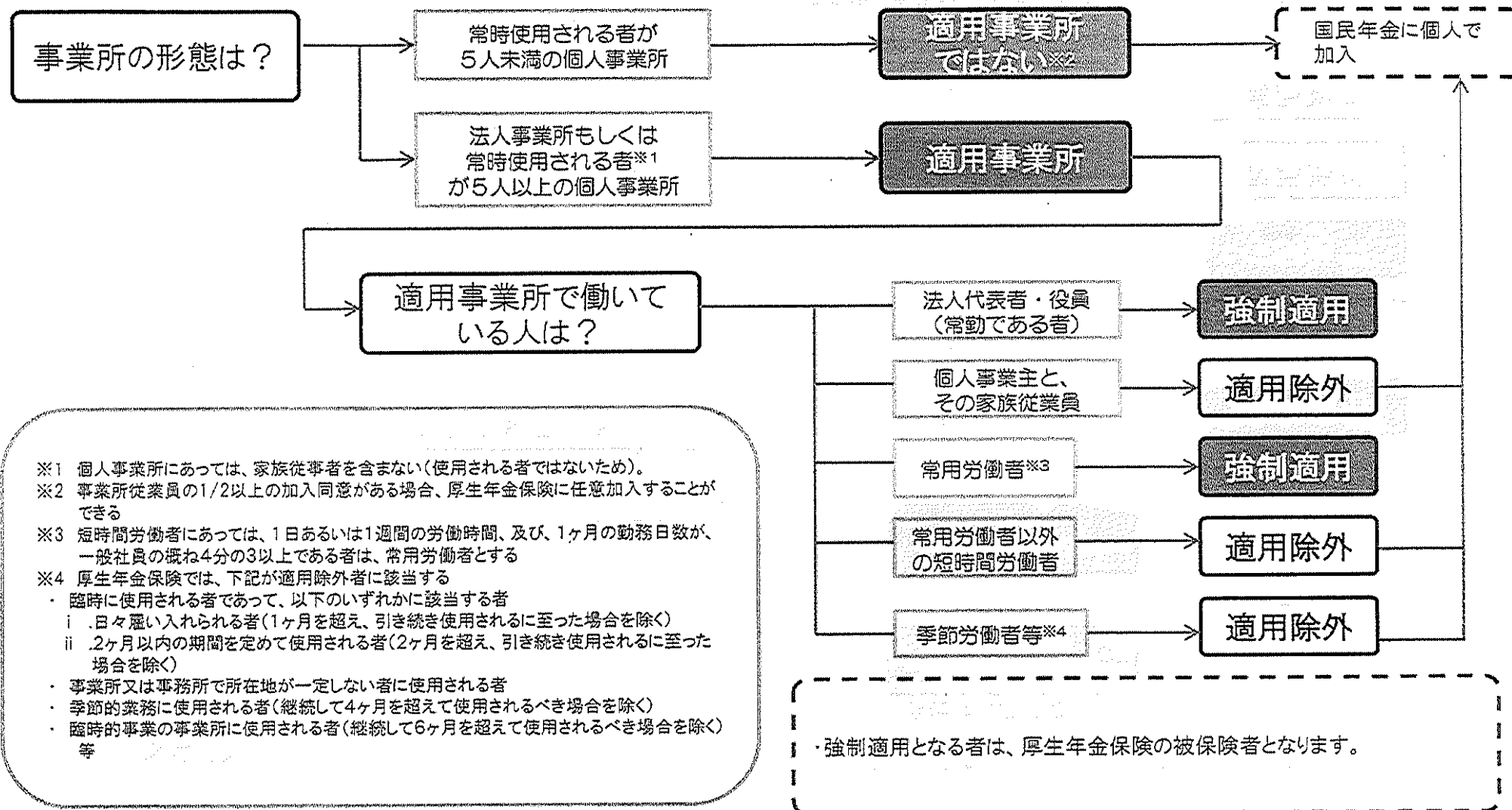
- ※1 個人事業所にあっては、家族従事者を含まない(使用される者ではないため)。
- ※2 事業所従業員の1/2以上の加入同意がある場合、健康保険に任意加入することができる
- ※3 短時間労働者にあつては、1日あるいは1週間の労働時間、及び、1ヶ月の勤務日数が、一般社員の概ね4分の3以上である者は、常用労働者とする
- ※4 健康保険では、下記が適用除外者に該当する
 - ・臨時に使用される者であつて、以下のいずれかに該当する者
 - i .日々雇入れられる者(1ヶ月を超え、引き続き使用されるに至った場合を除く)
 - ii .2ヶ月以内の期間を定めて使用される者(2ヶ月を超え、引き続き使用されるに至った場合を除く)
 - ・事業所又は事務所で所在地が一定しない者に使用される者
 - ・季節的業務に使用される者(継続して4ヶ月を超えて使用されるべき場合を除く)
 - ・臨時的事業の事業所に使用される者(継続して6ヶ月を超えて使用されるべき場合を除く)
 - ・国民健康保険組合の事業所に使用される者
 - ・後期高齢者医療の被保険者となる者
 - ・厚生労働大臣、健康保険組合又は共済組合の承認を受けた者(健康保険の被保険者でないことにより国民健康保険の被保険者であるべき期間に限る。) 等

- ・適用事業所に使用されるが適用除外となる者で、一定の条件を満たす者は、健康保険の日雇特例被保険者となります。
- ・強制適用となる者は、協会けんぽ、健康保険組合等の被保険者となります。
- ・強制適用となる者であっても、厚生労働大臣の承認を受けた場合は、健康保険の被保険者ではなく、国民健康保険組合の被保険者となることができます。
- ・生活保護を受給している者は国民健康保険の適用除外となります。

(参考1-2-4) 社会保険の適用関係について③

○厚生年金保険

※本資料は社会保険の大まかな適用関係を整理したものです。詳しい適用関係については、お近くの年金事務所等にお問い合わせ下さい。



平成 24 年 10 月 1 日

会員各位

社団法人日本建設業連合会

日建連会員企業が実施する社会保険の加入に関する下請指導の指針
＜社会保険の加入に関する下請指導ガイドラインに即して＞

国土交通省では平成 24 年 7 月 4 日に「社会保険の加入に関する下請指導ガイドライン（以下、本ガイドライン）」を制定しております。

ついては、社会保険の加入に関する下請指導に関して、日建連会員企業が行うべき指針を作成しましたので、貴社の取り組みの参考とされたい。

なお、本ガイドラインは元請企業が平成 24 年 11 月 1 日以降に発注者と締結した請負契約に係る建設工事が対象となります。

1. 協力会社組織を通じた指導等について

本ガイドライン第 2 (2) 2P

(1) 協力会社の社会保険加入状況の定期把握について

①日建連会員企業は、平成 24 年 11 月から、定期的（※1）に、協力会社（※2）の社会保険加入状況について調査・把握を開始する。

②把握方法等（※3）に関しては会員企業に一任する。但し、継続性のある把握方法となるよう努める。

③協力会社組織を持たない会員企業は、如何にして継続的に下請企業の社会保険加入状況を実態把握するかを明確にした規程を作成し、同規定に則り実施する。

（※1）定期的とは年 1 回を基準とする。よって、初年度の調査・把握は平成 24 年 11 月～平成 25 年 10 月の間に実施する。

（※2）協力会社とは、元請企業の協力会や災害防止協会等の協力会社組織に所属する建設企業をいう。

（※3）把握方法としては、標準的施工现场を 1 以上抽出して作業員を対象とする現場単位での調査、または、協力会社組織の構成員を対象とする調査、等が考えられる。情報システムの利用により、作業員または企業の保険加入状況を把握できる場合には、当該方法による把握も可能である。

(2) 協力会社組織を通じた社会保険の周知啓発や加入勧奨について

①協力会社組織の全構成員に対して、社会保険の周知啓発や加入勧奨を行う。

②協力会組織の会合（役員・会員別・地域別・全国大会等）の場で、社会保険の周知啓発や加入勧奨を行う。実施事項は必ず記録する。

③協力会社組織を持たない会員は、災害防止協会、各施工现场（作業所）で実施する月次会議等の場で周知啓発や加入勧奨を行う。

(3) 協力会社への指導について

- ①協力会社への指導方法については、以下の、項目3の②と項目4の②に記述する。
- ②調査・把握の結果は協力会社組織幹部にフィードバックし、社会保険未加入の協力会社に対する指導、ならびに協力会社組織の自主的な周知啓発、勧奨活動を促す。
- ③調査で判った加入・未加入状況はデータ管理することを推奨する。データの活用により上記フィードバックは容易に効率的になる。また、定期的な把握調査で経年変化を把握・分析することで、平成29年度排除へ向けた予測が可能となる。

2. 下請企業選定時の確認・指導等について

本ガイドライン第2(3) 3P

- ①下請指導は、下請企業への発注部門（契約、購買、調達と呼称される部門）が行うのが効果的である。そこで発注部門は、見積依頼時も含め発注段階において、下請企業に対し、書面（※3）等により、周知・指導を行う。
- ②電子発注システムを使用している会員企業は、可能であれば、システムに周知事項を追加することを推奨する。

（※3）発注部門が下請企業選定時に書面で周知・指導を行う場合の文例は、別紙1を参照

3. 再下請負通知書を活用した確認・指導等について

本ガイドライン第2(4) 3P

平成24年11月1日以降に発注者と契約を締結した工事で、施工体制台帳の作成及び備付けが義務付けられる建設工事においては、下請企業から社会保険の加入状況に関する事項が追加された新様式の再下請負通知書（本ガイドラインの別紙1）が提出される。

- ①再下請負通知書の社会保険記入欄について記入の有無を確認する。
- ②施工現場（作業所）では、安全衛生および工程会議等の場で、一次下請企業に対して社会保険加入対策の周知・指導（※4）を行う。未記載がある場合は、必要に応じ、一次下請企業に対して個別に指導を行う。
- ③会員企業が作成し、下請企業に提示する施工体制台帳についても社会保険の加入状況を記載した新様式（本ガイドライン別紙2）の使用を徹底する。

（※4）作業所が書面で一次下請企業に対し周知・指導を行う場合の文例は、別紙2を参照

4. 作業員名簿を活用した確認・指導等について

本ガイドライン第2(5) 3P~4P

平成24年11月1日以降に発注者と契約を締結した工事で、施工体制台帳の作成及び備付けが義務付けられる建設工事においては、下請企業から社会保険の加入状況に関する事項が追加された新様式の作業員名簿（本ガイドラインの別紙3）が提出される。

- ①作業員名簿の各作業員（建設業に従事する者に限る）の社会保険欄の記入の有無を下記のとおり確認する。

【健康保険の確認内容】

- ・保険の名称（健康保険組合、協会けんぽ、建設国保、国民健康保険）、または「適用除外」の表示
- ・被保険者証の番号の下4けた（番号が4桁以下の場合は当該番号）の表示

【年金保険の確認内容】

- ・保険の名称（厚生年金、国民年金等）、及び各年金の受給者である場合は、「受給者」表示
- なお、年金保険の場合は、基礎年金番号の記入は不要であり、事前に斜線等で記入不要表示を行う。

【雇用保険の確認内容】

- ・被保険者番号の下4けたの表示
- ・「適用除外」、日雇保険の表示

②施工現場（作業所）では、安全衛生および工程会議等の場で、一次下請企業に対して社会保険加入対策の周知・指導（※4）を行う。未記載がある場合は、必要に応じ、一次下請企業に対して個別に指導を行う。

○全部又は一部の保険について空欄となっている作業員

○法人に所属する作業員で、健康保険欄に「国民健康保険」と記載され、又は（及び）年金保険欄に「国民年金」と記載されている者

○個人事業所で5人以上の作業員が記載された作業員名簿において、健康保険欄に「国民健康保険」と記載され、又は（及び）年金保険欄に「国民年金」と記載されている作業員

注）法人や5人以上の常用労働者を雇用する個人事業所に所属する作業員であっても、臨時に使用され1か月以内で日々雇用される者等は、健康保険や厚生年金保険の適用除外となる。

なお、社会保険の加入義務、適用関係の確認にあたっては、国土交通省が作成した「社会保険の適用関係について」を参照されたい。

5. 建設工事の施工現場等における周知啓発について

本ガイドライン第2(7) 5P

①日建連事務局から全会員に配信、配布される周知チラシ（PDF 版）、ポスターを、会員企業は、本社、支店、営業所内、および施工現場（作業所）に掲示し、下請企業及び作業員への周知を行う。

②平成 24 年 11 月 1 日以降に発注者と契約を締結する工事の施工現場（作業所）では、「当施工現場（作業所）は下請指導ガイドラインに該当する」旨を、施工現場（作業所）で行う安全衛生および工程会議等の場で説明を行い、また、上記チラシの掲示や配布による周知啓発を行う。

③施工現場（作業所）における新規入場者教育時の作業員への周知啓発方法として、新規入場者教育用紙に周知事項を追記することを推奨する。

新規入場者教育用紙への追記例を以下に示す

当社は建設業の社会保険加入を推進しています。未加入の方は加入の手続きを行って下さい！
--

6. 法定福利費の適正な確保について

本ガイドライン第2(8) 5P

社会保険料は、建設業者が義務的に負担しなければならない法定福利費であり建設業法第19条の3に規定する「通常必要と認められる原価」に含まれること、元請負人及び下請負人は見積時から法定福利費を必要経費として適正に確保する必要があること、下請負人の見積書に法定福利費相当額が明示されているにもかかわらず、元請負人がこれを尊重せず、一方的に削減、或いは含めない金額で建設工事の請負契約を締結し、その結果「通常必要と認められる原価」に満たない金額となる場合には、建設業法に違反する恐れがあること、等、本記載事項について社内関連部門への周知を行う。

7. 下請企業の役割と責任について

本ガイドライン第3 5P～6P

必要に応じて本ガイドライン記載事項、項目4に記した「社会保険の適用関係について」を一次下請企業に提示・配布する等、周知・指導に活用する。

8. 実施事項の記録について

上記項目について、会員企業は実施計画を作成するとともに、計画に対して実施済み事項についてはその都度、記録する。

以 上

平成 年 月 日

当作業所取引先企業 御中

建設株式会社

●●作業所

取引先企業に実施していただく社会保険加入対策について

日頃より当工事の施工にご協力をいただきまして誠にありがとうございます。

さて、当工事は、国土交通省 平成 24 年 7 月 4 日制定、同年 11 月 1 日施行「社会保険の加入に関する下請指導ガイドライン」の対象工事となっております。このガイドラインにしたがい、取引先企業から社会保険加入欄を付した再下請負通知書・作業員名簿をご提出いただき、各企業及び作業員の皆様の社会保険状況の確認と加入に向けた指導を行ってまいります。

未加入及び社会保険加入欄の未記載の企業におかれましては、今一度、下記についてお取り計らいくださいますようお願いいたします。また、一次下請企業におかれましては、二次以下の未加入企業への指導・教育のほどよろしくお願いいたします。

敬具

記

1. 社会保険加入欄未記載への対応

貴社及び貴社の下請企業、貴社の作業員及び下請企業の作業員に保険の名称、保険番号等の未記入がある場合は、企業及び作業員の社会保険加入実態を確認してください。

確認の結果

①記入漏れの場合は、速やかに記入を行い、再提出してください。

②未加入の場合は、速やかに加入指導、加入手続きを行ってください。

2. 社会保険未加入企業の取扱いについて

(1)建設業許可・更新時の確認指導

平成 24 年 11 月 1 日から、建設業許可・更新の申請時に社会保険加入状況を記載した書面の添付が義務付けられております。

未加入企業に対して、許可権者（国土交通大臣または都道府県知事）は加入指導を行い、指導しても未加入の場合は社会保険担当部局に通報することとされました。

(2)国土交通省「社会保険の加入に関する下請指導ガイドライン」

「遅くとも平成 29 年度以降においては、健康保険、厚生年金保険、雇用保険の全部又は一部について、適用除外でないにもかかわらず未加入である建設企業は、下請企業として選定しないとの取扱いとすべきである。」との記載があります。

(3)日建連「社会保険加入促進計画」 平成 24 年 4 月 19 日策定

社会保険等の加入促進が一定程度進捗した段階との前提はあるものの、「平成 29 年度以降は、保険未加入企業との契約を禁止することや未加入の作業員の現場からの排除に取り組む」とされました。

以 上

あなたは社会保険等に 加入していますか？

建設労働者の処遇を向上し、建設産業を魅力ある職場にするために、行政、元請企業、下請企業など関係者が一体となった保険加入徹底に向けた取り組みを平成24年度より開始します。

社会保険等へ加入するメリットとは？

社会保険等へ加入していると、家族の生活が守られます。

- ・けが・病気で働けない場合 ➡ 給付を受けられます。
- ・万一障害を負った場合 ➡ 年金の給付を受けられます。
- ・万一ご本人が死亡した場合 ➡ ご遺族が年金の給付を受けられます。

ご自身が社会保険に加入しているか確認するには？

- 給与明細等に、雇用保険、健康保険及び厚生年金保険の天引きがあることを確認して下さい。
- 分からない場合は、所属している会社の給与担当者などに確認して下さい。

国土交通省 厚生労働省
社団法人日本建設業連合会

社会保険等へ未加入の場合は？

- 所属している会社へご相談いただき、加入手続きを行ってください。
- 会社へ相談しても加入できない場合は、下記保険担当部局へご相談ください。

加入手続き・相談窓口

労働保険：労働基準監督署及び公共職業安定所
社会保険：年金事務所

労働基準監督署、公共職業安定所、年金事務所の所在地は以下のアドレスから確認できます。

労働基準監督署→ <http://www.mhlw.go.jp/bunya/roudoukijun/location.html>

公共職業安定所→ <http://www.mhlw.go.jp/kyujin/hwmap.html>

年金事務所 → <http://www.nenkin.go.jp/n/www/section/index.html>

分からないことがあった場合のお問い合わせ先

■国土交通省 土地・建設産業局 建設市場整備課 労働資材対策室

TEL：03-5253-8111(代表)

<建設業法違反に関する通報窓口>

■国土交通省建設業法令遵守本部「駆け込みホットライン」

TEL：0570-018-240（全国共通）

受付時間／10:00～12:00 13:30～17:00(土日・祝祭日・閉庁日除く)

FAX：0570-018-241

E-mail: kakekomi-hl@mlit.go.jp

社会保険等未加入に対する取組

平成29年度を目途に、企業単位では加入義務のある建設業許可業者の加入率100%となるよう社会保険等未加入企業に対する加入指導を強化します。

実施項目	実施内容
元請企業による下請指導 【平成24年11月より実施】	・作業員名簿において、各作業員の加入している健康保険、年金保険及び雇用保険の名称及び被保険者番号等の記載欄が追加されます。 ・元請企業は、新規入場者の受け入れに際して、この作業員名簿により、各作業員の社会保険等の加入状況を確認し、未加入の作業員がいる下請企業に対しては、作業員を適切な保険に加入させるよう指導します。 ・遅くとも平成29年以降においては、適切な保険に加入していることを確認できない作業員については、元請企業は特段の理由がない限り現場入場を認めません。

下請企業の皆様へ

社会保険等に参加しましょう

— みんなで取り組む保険加入 —

建設労働者の処遇を向上し、建設産業を魅力ある職場にするために、行政、元請企業、下請企業など関係者が一体となった保険加入徹底に向けた取り組みを平成24年度より開始します。

- 国土交通省発注工事では必要な法定福利費を確保しています。
- 平成24年度より、社会保険等未加入企業には、様々な場面で加入指導が始まります。

社会保険等未加入に対する取組へのお問い合わせ先

■(一財)建設業振興基金 構造改善センター

TEL : 03-5473-4572 FAX : 03-5473-4594

受付時間/9:00~12:00 13:00~17:00(土日・祝祭日を除く)

※保険加入に当たっての手続き等については、社会保険労務士会と連携した体制を構築してご相談に対応いたします。

<建設業法違反に関する通報窓口>

■国土交通省建設業法令遵守本部「駆け込みホットライン」

TEL : 0570-018-240 (全国共通)

受付時間/10:00~12:00 13:30~17:00(土日・祝祭日・閉庁日除く)

FAX : 0570-018-241

E-mail: kakekomi-hl@mlit.go.jp

国土交通省 厚生労働省

社団法人日本建設業連合会

社会保険等未加入に対する取組

平成29年度を目途に、企業単位では加入義務のある建設業許可業者の加入率100%となるよう社会保険等未加入企業に対する加入指導を強化します。

実施項目	実施内容
建設業担当部局による立入検査 【平成24年11月より実施】	【営業所への立入検査】 ・建設業法に基づく立入検査において、労働者名簿、賃金台帳、保険関係書類を確認することにより、企業単位、労働者単位での保険加入状況を確認します。 ・未加入企業に対しては、文書により保険加入を指導し、一定期間後、加入状況の報告を求めます。 ・指導後も加入しない場合は、社会保険担当部局（日本年金機構、地方労働局等）へ通報します。
建設業許可更新時の加入状況確認 【平成24年11月より実施】	【工事現場への立入検査】 ・建設業法違反に関する検査に併せて、保険加入に関する調査を実施します。 ・調査の結果、下請企業に対する保険加入に関する指導がなされていない元請企業には注意喚起等を行います。 ・建設業許可・更新の申請時の添付書類に保険加入状況を記載した書面を追加し、保険の加入状況を確認します。 ・未加入企業に対しては、文書により、保険加入を指導します。 ・指導しても保険に未加入の場合には、社会保険担当部局（日本年金機構、地方労働局等）へ通報します。

加入手続きは、

労働保険：労働基準監督署及び公共職業安定所

社会保険：年金事務所

で行っておりますので、未加入の場合は、速やかにご相談ください。

労働基準監督署、公共職業安定所、年金事務所の所在地は以下のアドレスから確認できます。

労働基準監督署 → <http://www.mhlw.go.jp/bunya/roudoukijun/location.html>

公共職業安定所 → <http://www.mhlw.go.jp/kyujin/hwmap.html>

年金事務所 → <http://www.nenkin.go.jp/n/www/section/index.html>

◎ 各種の届出等の事務処理については、社会保険労務士に依頼することもできます。手続依頼の相談についても、（一財）建設業振興基金構造改善センターへお問い合わせください。



THE UNIVERSITY OF CHICAGO
DEPARTMENT OF CHEMISTRY
5408 S. UNIVERSITY AVE.
CHICAGO, ILL. 60637

RECEIVED: [illegible]

FROM: [illegible]

TO: [illegible]

SUBJECT: [illegible]

REFERENCE: [illegible]

NOTES: [illegible]

DATE: [illegible]

BY: [illegible]

FOR: [illegible]

REMARKS: [illegible]

APPROVED: [illegible]

SIGNATURE: [illegible]